

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第5回 2019年1月

国務院、総合保税區における規制緩和及び質的向上の推進に向けた新政策を公布

本アラートの分析対象法規

国発[2019]3号「総合保税區における規制緩和及び質的向上の推進に関する若干意見」

背景

税関総署は、税務総局、商務部をはじめとする14の部・委員会と連携・協働して、全面的開放の新しい構図の創出推進に関する中国共産党中央委員会、国務院の方針や施策を徹底的に実行し、貿易・投資の自由化、円滑化に向けた効果的な政策を展開して、規制緩和の推進による成長の質的向上を図り、新時代において改革開放を全面的に深化させるため、総合保税區の更なる発展を促進することを目的として、「総合保税區における規制緩和及び質的向上の推進に関する若干意見」（以下「意見書」）を制定した。同「意見書」は、2019年1月2日、李克強首相が主宰する第1回国務院常務会議において審議され、国際的な基準に準じて総合保税區の機能強化・高度化を促進し、新たにグレードアップした対外開放型のプラットフォームを構築する。1月10日、国務院は新政策に関する定例のプレス・ブリーフィングを行い、近日中に正式に印刷・配布・施行される予定の「意見書」について説明し、質疑応答した。同「意見書」は、1月25日に正式に公布され、国際的にも影響力や競争力を有する加工製造センター、R&D設計センター、物流流通センター、検査・保全センター、販売サービスセンターなどの5つの機能を併せ持つ総合保税區の構築に向けて、計21項目の具体的な措置を掲げた。新情勢下でよりハイレベルな開放型経済の構築、対外貿易の拡大、新たな貿易の業態やビジネスモデルの形成を強力にサポートする。

中国は1990年から、初の税関特別監督管理区域として保税區を設立し、その後、輸出加工区、保税物流園区、保税港区、クロスボーダー工業区及び総合保税區の6種の税関特別監督管理区域を設立してきた。税関特別監督管理区域の一般的な特徴として、貨物は税関の監督管理下におかれ、関税及び輸入段階における税金を納付していない状態でこれらの特別監督管理区域に運び込まれることである。しかし、特別監督管理区域はその種類ごとに特性が異なるた

め、取扱う業務によって、そのメリットとデメリットも異なってくる。

税関特別監督管理区域はその種類ごとに機能も異なるため、2012年に公布された「国務院による税関特別監督管理区域の科学的な発展を促進することに関する指導意見」では、既存の輸出加工区、保税物流園区、クロスボーダー工業区、保税港区及び要件を満たす保税区を、徐々に統一要求を受ける総合保税区に整理統合していくと同時に、今後新規に設立される特別監督管理区域は、原則として、「総合保税区」として定義する方針を明らかにした。現在、総合保税区は税関特別監督管理区域の最上級区分として、貿易促進、外資誘致、新業態の形成普及及び特別監督管理区域の多様な発展の推進において確実にその役割を果たしている。総合保税区に関する新政策の導入が追い風となり、総合保税区は今後より大きな役割を発揮することが期待されている。

総合保税区に関する新政策

「意見書」は、上述の5つのセンターの機能を併せ持った総合保税区の構築を明文化した。これは、これまで対外加工製造、物流流通機能に特化した総合保税区が、今後徐々にR&D・創造、検査・保全、販売サービスなどの機能を充実させ、世界市場において新たな競争優位性を創出することを意図する。総合保税区の機能強化、高度化に向けた21項目の具体的な措置について、下記の事項が注目される。

(一) 総合保税区で増値税一般納税者資格付与の試行業務の積極的な推進

新政策は、総合保税区内の企業に国内外資源の活用の便宜を図り、世界市場・国内市場の拡大、及び一部の中国国内販売ニーズがある企業の税務コストを削減するために、一般納税者資格付与の試行業務を積極的、且つ着実に推進する。

(二) 企業の国内販売の利便性向上に向けて、総合保税区内で生産された携帯電話端末、自動車部品などの重点製品を自動輸入許可管理貨物目録から削除する。

「貨物自動輸入許可管理弁法」によると、総合保税区内企業が加工生産した製品を総合保税区外に搬出し、中国国内で販売する場合、「自動輸入許可管理貨物目録」の対象商品に該当する製品は、「自動輸入許可証」を取得しなければならない。総合保税区内企業が生産する一部の携帯電話端末、自動車部品などの重点製品の国内販売比率が高く、ロット数も多いため、製品自動輸入許可証の申請手続が繁雑で、国内販売に支障をきたすという問題を解決するため、新政策では、上記製品の国内販売は自動輸入許可証の申請・取得が不要であると定めた。

(三) 輸入禁止品目を除き、総合保税区内企業が海外から輸入し、区内でR&Dに用いられる貨物、物品については、許可証の提出が免除される。輸入消耗品はR&D活動における実使用量に基づき消込を行う。

関連規定によると、総合保税区内企業がR&D活動に用いるために輸入した消耗品は、消込を行うことで搬入量と搬出量のバランスを図ることができる。また、通常、入国時に許可証の提出が必要となる貨物、物品は、R&Dに用いられることを前提

条件として、

許可証を提出する必要なしに総合保税區への搬入が可能になる。

(四) 自動車を輸入した港湾の総合保税区内で保税状態のままで保管し、展示する業務に対する許可。

保税状態での自動車の保管、展示業務の試験的な実施は、現行の輸入自動車に対する「国境に入る時点で課税する」政策の枠を超えて、自動車を税金納付しないまま輸入し、販売に供するという取引形態を実現した。

(五) 総合保税区内に登録しているファイナンス・リース企業が、航空機、船舶、海洋構造物などの大型設備を輸出入する際、複数の税関を跨ぐ場合には効果的な監督管理と、現行の税収政策の執行を前提にして、実際の物流の必要性に応じて、地域外税関への監督管理を委託する。

新政策は、ファイナンス・リースの目的物の所在地がリース貿易における輸出入貨物通関手続、貨物検査が行われる総合保税區から遠く離れている場合、長距離輸送に伴うリスクの大きさ及び高額な輸送コストを勘案して、総合保税區税関が貨物所在地の税関と協議して貨物を実際に総合保税區へ搬入せず、総合保税區税関が申告し、貨物所在地の税関が監督、貨物検査するという地域外税関へ監督管理を委託するモデルの実施を認める。これにより、総合保税区内に登録しているファイナンス・リース企業は着実にその便益を享受できる。

KPMGの所見

「意見書」は、総合保税區の発展における根本的な課題を乗り越え、その成長を妨げる障壁を除去するための具体的な措置を講じた。具体的には、総合保税区内で生産された一部の重点製品を自動輸入許可管理貨物目録からの削除、及び自動車を輸入した港湾の総合保税区内で保税状態のままで保管し、展示する業務の許可などが挙げられる。これらの措置は、貨物の搬出入作業を迅速に行わせ、企業の国内販売を円滑にして、経営コストの削減に繋がる。

また、「意見書」における政策の有効性は、総合保税區が従来から加工製造、物流流通面で持つ優位性を大いに高めただけでなく、R&D・設計、検査・保全、販売サービスにも重点を置いた一部の新施策、抜本的な対策からも反映される。

「意見書」のもう一つの注目点は、責任所在の明確化、評価性、検証性である。21項目の具体的な措置は、各方の責任、役割を明確にし、税関総署に設立審査業務の統括責任、安全確保に対する監督管理及び事中・事後の監督責任を、関係官庁には税関総署に協力・支援する責任を担うよう要求した。これにより、総合保税區のさらなる発展を促進する。

「意見書」は、総合保税区内の企業にとって強力なカンフル剤となる。企業は今後関連政策の実施細則に注目しながら、自社経営上の必要性に応じて、総合保税区内でより広範囲に製造、貿易、R&Dなどの業務を利便的且つ効率

良く展開していくことができる。

現在、総合保税區以外の税関特別監督管理区域内にある企業は、事前に総合保税區の関連政策を研究しておくことで、所在する税関特別監督管理区域が総合保税區に整理統合された後、早急に政策のメリットを享受できる。

税関特別監督管理区域外にある製造企業は、一部の加工業務を総合保税區内の企業に委託することで、区内企業が増値税一般納税者資格を有する上、税関特別監督管理区域の保税政策も享受できるという相乗効果を得ることができる。

中国国外に本社を置く多国籍企業グループは、中国各地の総合保税区内で工場、物流センター、R&D施設などの設立に関するフィジビリティスタディを行い、総合保税區が中国改革開放の新しい基地として実施する高水準の貿易・投資の自由化、円滑化政策のメリットを十分に享受できる。

KPMG がご提供するサービス

KPMGはかねてから、中国税関特別監督管理区域の動向に注目しており、税関、税務、アドバイザーなどの分野に精通したエキスパートが集結し、下記の支援サービスをご提供できます。

- 一般納税者資格取得必要性の評価支援、移行期間中の保税貨物の消込、設備の追加納税などに係わるアドバイザーサービス
- ビジネスラインの整理、保税業務展開プランの設計、税関の監督管理要求を満たした貿易フローの改善支援
- 税関業務における消込作業の最適化を支援し、リスク回避意識の向上と取扱適正化の指導を通して、消込管理システムの整備・高度化を支援
- 区内で新設されたR&D、製造企業の高級認証信用等級の申請、取得支援
- 保税修理、再製造及び越境ECなどの輸出入業務に対する支援
- 高付加価値のある医療機器、試薬の輸入に関する登録、届出（備案）、検査検疫等の手続に対する支援





イノベーションが新たなパワーを呼び込み、
租税のルートも自ずから広がって行く。

お問合せ先

華北地域



周重山(Eric Zhou)
中国貿易及び税関実務
統括パートナー
E-mail: ec.zhou@kpmg.com
TEL: +86 (10) 8508 7610



韓滢 (Helen Han)
パートナー
E-mail: h.han@kpmg.com
TEL: +86 (10) 8508 7627

華東及び華西地域



周咏雄(Anthony Chau)
パートナー
E-mail: anthony.chau@kpmg.com
TEL: +86 (21) 2212 3206



董誠(Dong Cheng)
パートナー
E-mail: cheng.dong@kpmg.com
TEL: +86 (21) 2212 3410



陶蓉蓉(Rachel Tao)
ディレクター
E-mail: rachel.tao@kpmg.com
TEL: +86 (21) 2212 3473

華南地域



羅健瑩(Grace Luo)
パートナー
E-mail: grace.luo@kpmg.com
TEL: +86 (20) 3813 8609



陳蔚(Vivian Chen)
パートナー
E-mail: vivian.w.chen@kpmg.com
TEL: +86 (755) 2547 1198



夏穎 (Philip Xia)
ディレクター
E-mail: philip.xia@kpmg.com
TEL: +86 (20) 3813 8674

香港特別行政区



許昭淳(Daniel Hui)
パートナー
E-mail: daniel.hui@kpmg.com
TEL: +852 2685 7815

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2019 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.